

ケーススタディ こんな取引は注意して取り扱おう

ここでは、取扱いの際に注意が必要な取引を挙げて、適切な対応方法や検証点などを解説します。

ケース1 多額の現金入金・出金を依頼された

〈現金・小切手の取引〉



国 家公安委員会が2018年12月に公表した犯罪収益移転危険度調査書において「現金取引は、流動性及び匿名性が高く、現金を取り扱う事業者において、取引内容に関する記録が正確に作成されない限り、犯罪による収益の流れの解明が困難となる」と指摘されています。

また、金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例（預金取扱金融機関）」では、疑わしい取引に該当する可能性のある取引で特に注意を払うべき取引の類型として「多額の現金により入金を行う取引」が挙げられています。

お客様の属性を考慮し判断

犯罪収益移転防止法では、200万円を超える現金の受払いを「対象取引」としており、取引時

確認を義務付けています。本ケースのような取引で、これに該当すれば取引時確認を行います。

また、それまでの取引状況や預金残高等を参考に、お客様の年齢（未成年者や高齢者でないか等）や職業（会社員や公務員か事業者か等）など属性を考慮したうえ、疑わしい取引か否かを判断す

ることが必要です。

取引内容の変化に着目したうえで、入金の場合は資金の出処を、出金の場合は資金の用途を詳しく聞き取ります。必要であれば支払明細書や請求書等の提示を求めて当該取引が合理的か否かを判断します。

お客様が回答を拒否したり、回答や態度に不審・不自然な点があったりすれば、上席者等と相談して、取引を謝絶するか否かや、疑わしい取引の届出を行うか否かを検討しましょう。

▼このように対応しよう



ケース2

多額の現金による振込を依頼された

〈現金・小切手の取引〉



犯 罪収益移転危険度調査書（昨年公表）では、内国為替取引について「現金の移動を伴わない安全かつ迅速な決済が可能で、隔地者間の取引に便利であるほか、ATMやインターネットバンキングの普及等から、身近な決済サービスとして広く国民一般に利用されている」としています。

続いて、「一方で、このような特性や他人名義の口座を利用すれば匿名性の確保も可能となることにより、内国為替取引はマネー・ロンダリング等にも有効な手段となり得る」と指摘しています。

また、疑わしい取引の参考事例において「多額の現金による送金取引」が挙げられています。

振込の経緯等を聞き取る

犯罪収益移転防止法では、金額が10万円を超える現金の受払いを

する取引のうち為替取引を伴う取引の際に、取引時確認を行うことを義務付けています。このため、本ケースのような取引で、この規定に該当すれば、取引時確認を行います。

また、振込に至った経緯や振込の原資、受取人の属性、受取人との関係性等を聞き取ります。聞き取った内容に過去の取引状況等を合わせて検証し、合理的か否かを判断します。必要であれば請求書や見積書等の確認資料の提示を求めます。

お客様の挙動が不審である場合には、上席者等の確認を得たうえで、取引の謝絶や疑わしい取引の届出を検討すべきでしょう。

ポイント

振込の経緯・原資、受取人の属性、受取人との関係性等を聞き取る

ケース3

多額の小切手の取立を依頼された

〈現金・小切手の取引〉



犯 罪収益移転危険度調査書（昨年公表）では、手形・小切手について「信用性の高い手形交換制度や預金取扱金融機関による決済等により、現金に代わる支払手段として有用であり、我が国の経済社会において幅広く利用されている」「等価の現金より物理的に軽量で運搬性が高く、預金取扱金融機関を通じて現金化も簡便である」としています。

その一方で、「このような特性により、手形・小切手は犯罪による収益の收受や隠匿に有効な手段となり得る」と指摘しています。

入手経緯をヒアリング

犯罪収益移転防止法では、200万円を超える線引のない持参人払式小切手や自己宛小切手の受払いの際に、取引時確認をするよう義務付けています。本ケースにお

いて、この規定に該当する場合は取引時確認を行う必要があります。

また、お客様に小切手を入手した経緯についてヒアリングします。お客様の回答や態度の他、過去の取引状況も含めて検証し、合理的か否かを判断します。

合理的ではない場合には、マネロン等に利用しようと企んでいる者が、犯罪で得た収益を容易に運搬する手段、または正当な資金と偽装する手段として手形・小切手を悪用している可能性が考えられます。

上席者等に確認を求めたうえで、取引の謝絶や疑わしい取引の届出を検討すべきです。

ポイント

お客様の回答や態度の他、過去の取引状況も含めて検証し合理性を判断